

EP 出願の実体審査手続を促進するための PACE プログラムが改定される

2015年12月16日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

EPO は、2014 年 7 月に、先行技術調査 (ECfS) がもたらす EP 出願の法的確実性の実現を促進してきましたが、このことにより、PACE (Program for accelerated prosecution of European patent applications) プログラムに適用可能な条件をレビューし明確にするこの必要性が明らかになりました。

このような状況下で、EPO は、2015 年 11 月 30 日に、PACE プログラムを改定することを公表しました。今回の改定は、出願人に PACE プログラムをもっと利用してもらうことに資すると共に、PACE プログラムに参加した EP 出願のプロセキューションができるだけ迅速に促進処理されるようにするためのものです。

以下に、改定後の PACE プログラムについて説明します。

【全 5 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.